

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年8月15日提出
【計算期間】	第35特定期間(自 2018年11月20日至 2019年5月20日)
【ファンド名】	LM・米ドル毎月分配型ファンド
【発行者名】	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5219-5700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として米ドル建債券に投資することにより米ドル短期金利を上回るインカムゲインを獲得することにより、米ドル短期金利水準の分配を毎月行い、米ドル原資産元本の安定した運用成果を目指します。

＊ 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金の支払い及びその金額を保証するものではありません。

②基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株 式 一 般 大型株 中小型株 債 券 一 般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り
	年2回	日 本		
	年4回	北 米		
	年6回 (隔月)	欧 州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産（投資信託証券 (債券・一般)）	日々	中南米		
	日々	アフリカ		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	その他	中近東 (中東)		
	その他	エマージング		

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（債券・一般））」と表示しております。また、「債券・一般」とは、目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいいます。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により5,000億円となっております。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

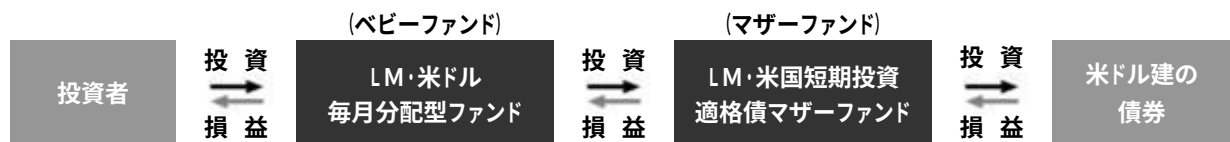
④ファンドの特色

米ドル原資産ベースでの元本の安定を目指します

- a. 主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。
- b. 組入れる米国の債券の平均格付はA-／A3格以上に保ち、信用リスクの抑制を図ります。なお、個別債券の格付は最低でもBBB-／Baa3格^{*}以上とします。
* S&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち、いずれか1社以上による格付
- c. 原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーション^{*}（金利感応度、平均残存期間）を、通常0.5年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。
* 実効デュレーションとは、MBSやABSの早期償還を考慮して計算されたデュレーション（金利感応度、平均残存期間）をいいます。
- d. 為替ヘッジを行わないため、基準価額は円と米ドルとの為替相場の変動の影響を受けます。
- （注）資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファミリーファンド方式により運用を行います

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



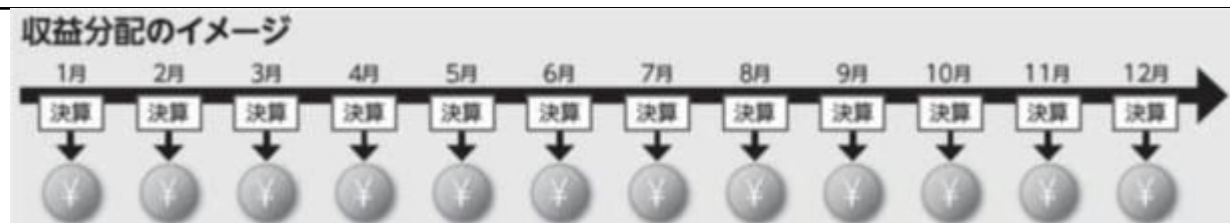
委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

運用はレグ・メイソン・グループのウェスタン・アセットが行います

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

 レグ・メイソン・インク レグ・メイソン・インクは米国メリーランド州ボルティモアに本部を置き、資産運用サービスを提供するレグ・メイソン・グループの持株会社です。レグ・メイソン・グループは、世界の中央銀行、国際機関、年金基金など多岐にわたる顧客を対象に、約7,580億米ドル（約84兆円） [*] を運用しています。	 ウェスタン・アセット -レグ・メイソン・インクの100%子会社 -設立:1971年、本部:米国カリフォルニア州 -運用資産約4,358億米ドル。（約48兆円） [*] ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー -マザーファンドの投資顧問会社 -運用資産約3,605億米ドル。（約40兆円） [*]
*2019年3月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2019年3月末現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.99円）によります。	

毎決算時（毎月18日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います



（注）上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

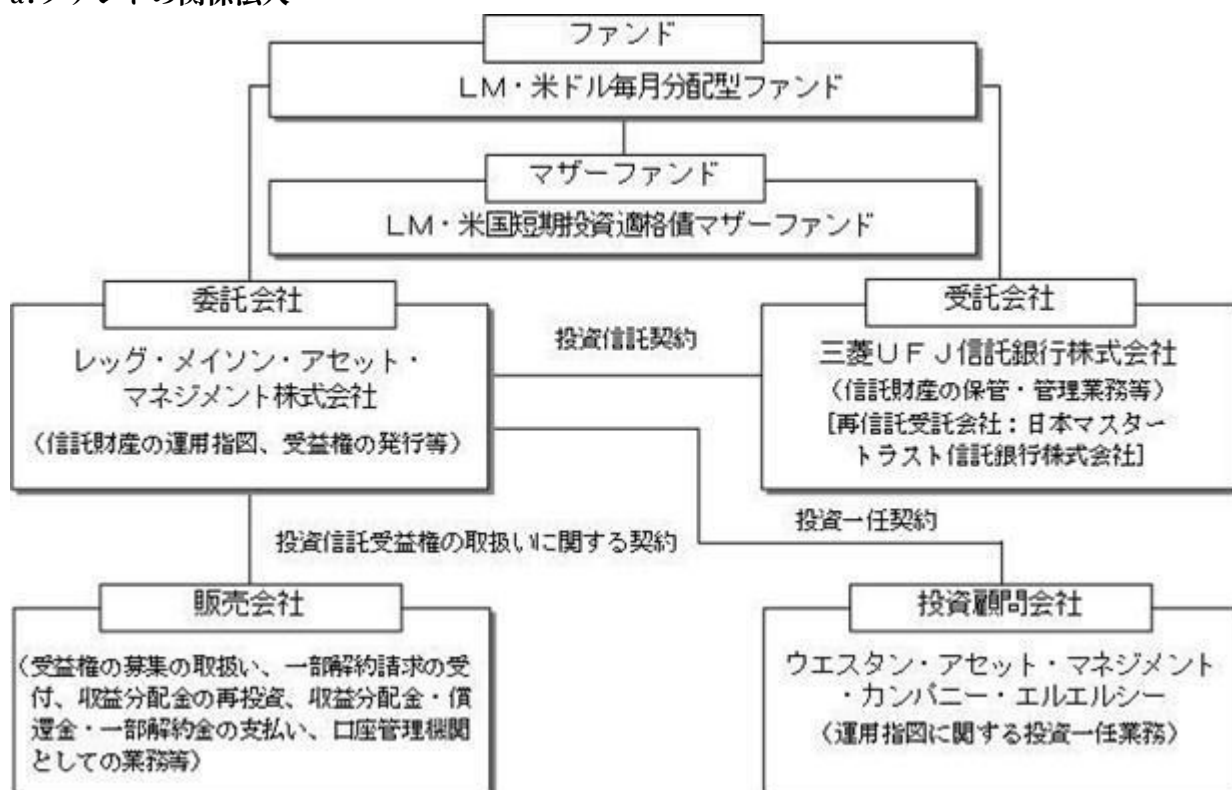
（２）【ファンドの沿革】

2001年11月28日	信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始
2006年１月１日	当ファンドの名称を「シティ毎月分配型ファンド」から「LM・米ドル毎月分配型ファンド」に変更 マザーファンドの名称を「シティグループ米国短期投資適格債マザーファンド」から「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」に変更
2006年４月28日	投資顧問会社を「ソロモン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・インク」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」（現ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人及び契約の概要等

a. ファンドの関係法人



＊ 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

■ファンドの仕組み



b. 契約の概要等

(イ) 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

(ロ) 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

(ハ) 投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

② 委託会社等の概況（2019年5月末現在）

a. 資本金の額

1,000百万円

b. 沿革

1998年4月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録

c. 大株主の状況

名 称	レグ・メイソン・インク
住 所	アメリカ合衆国メリーランド州ボルティモア市 インターナショナル・ドライブ100
所有株式数	78,270株
持株比率	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券、資

産担保証券等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

- ②金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として毎月米ドル短期金利水準の分配を行い、米ドル原資産の安定した運用成果を目指します。
- ③主たる投資対象である個別債券は、原則としてS & P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関からBBB－／Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付はA－／A3格以上を維持します。
- ④原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.5年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。
- ⑤原則として米ドル建の証券に投資します。したがって基準価額は、円と米ドルとの為替変動の影響を受けます。

※当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

- ①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ)有価証券
 - (ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限りま。
 - (ハ)金銭債権
 - (ニ)約束手形
 - b.次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ)為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるLM・米国短期投資適格債マザーファンド受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - a.株券または新株引受権証券
 - b.国債証券
 - c.地方債証券
 - d.特別の法律により法人の発行する債券
 - e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i.特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j.コマーシャル・ペーパー
 - k.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新

株予約権証券

- l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
- m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- q.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- t.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

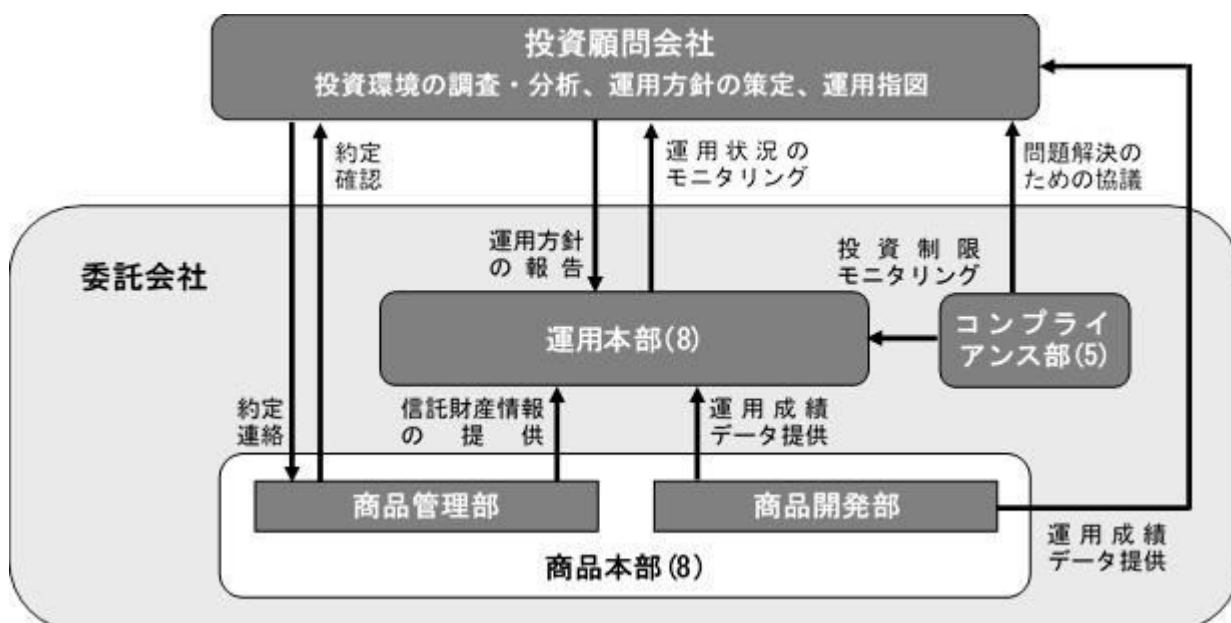
なお、上記a.の証券または証書、l.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

■ファンドの運用体制



(注) 括弧内は2019年5月末現在の各部署に属する人数を示します。

- ①委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社へ指示します。
- ②投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。
- ③委託会社の運用本部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用本部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。
- ④委託会社のコンプライアンス部は、商品開発部で企画・立案されたファンドのガイドラインモニタリング方法に基づき、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているかモニタリングを行います。また、投資制限の違反が生じた場合には、ビジネスリスク管理委員会に報告し、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解決に向けた措置をとります。商品開発部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用本部及び関連部署並びに必要に応じて投資顧問会社へフィードバックします。
- ⑤運用に関する社内委員会として、運用本部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役会に報告されます。
- ⑥上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について審議されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、2019年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配時期

毎決算時（原則として毎月18日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行います。

②収益分配方針

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下「配当等収益」ということがあります。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- b. 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、米ドル短期金利水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売

買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

③収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」といいます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- b. 上記a.におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

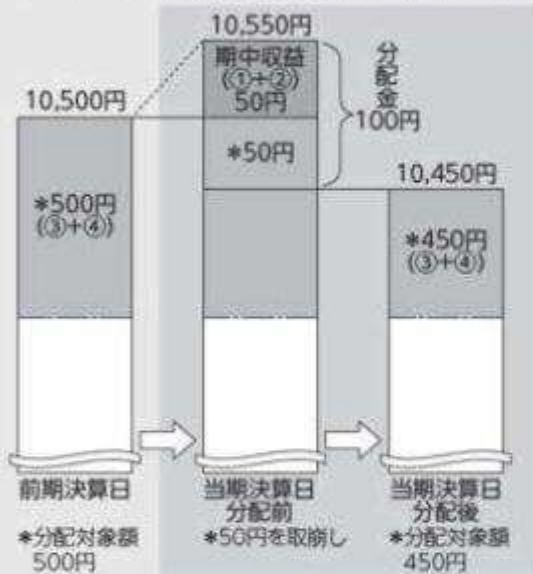
投資信託で分配金が支払われるイメージ



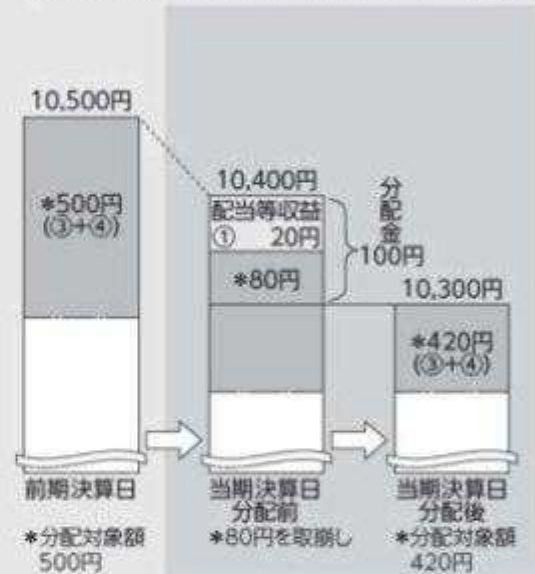
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

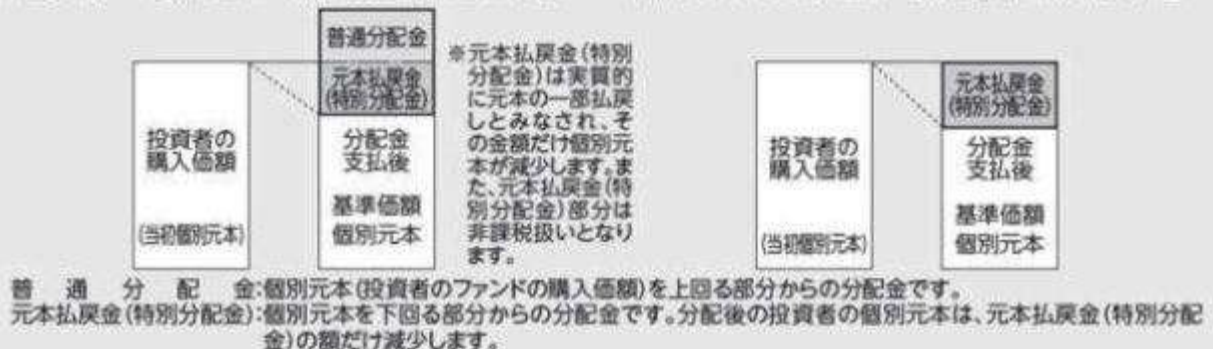
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 普通分配金に対する課税については「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

信託財産の運用は、信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

<信託約款による投資制限>

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②株式への投資制限及び投資する株式等の範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- d. 上記c.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

- ⑧信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として純資産総額の25%以内とします。
- ⑨信託財産に属するBBB／Baa格付（BBB＋／Baa1格、BBB／Baa2格、BBB－／Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。
- ⑩信用取引の指図範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付け
ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買
戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券
について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超え
ないものとします。
- (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (ニ) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株
予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託
財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるもの
を除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑪先物取引等の運用指図
- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証
券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並び
に外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることが
できます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等
オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引
に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- (イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とす
る有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信
託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信
託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産
総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計
額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価
証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対
象有価証券のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益
証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証
券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に、信託財産が限月まで
に受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵
当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付
債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち、
信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、
マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証
券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額を
いいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る
利払金及び償還金並びに信託約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用し
ている額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金並びに
信託約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち、信託財産

に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本⑩で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに信託約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本⑩で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑫スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d.上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- e.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬金利先渡取引の運用指図

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記信託財産が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d.上記c.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e.金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f.委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑮有価証券の貸付の指図及び範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑯公社債の空売りの指図範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産

総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑰公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑱資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - (イ) 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - (ロ) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - (ハ) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- c. 上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑳受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<法令による投資制限>

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しませ

ん。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考）

「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」の投資方針の概要

(1)投資方針

①基本方針

マザーファンドは、主として米ドル建債券に投資することにより米ドル短期金利を上回るインカムゲインの獲得を目指し、信託財産の米ドル原資産における安定した運用成果を目指します。

②運用方法

a.投資対象

主として米ドル建の米国公社債を主要投資対象とします。

b.投資態度

(イ)主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

(ロ)金利変動リスク、信用リスクを抑えた運用を行うため、組入債券の値上り益に収益源を求めず、債券の利子収入等のインカムゲインを主たる収益の源泉として、米ドル原資産における安定した運用成果を目指します。

(ハ)主たる投資対象である個別債券は、原則としてS & P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関からBBB－／Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付はA－／A3格以上を維持します。

(ニ)原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.5年～1.0年（最大で1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。

(ホ)原則として、米ドル建の証券に投資します。したがって基準価額は、円と米ドルとの為替変動の影響を受けます。

(ヘ)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。

(ト)有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内及び外国の市場における有価証券先物取引等を行うことができます。

(チ)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

(リ)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことができます。

(ヌ)資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)投資対象

①マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）に係る権利

(ハ)金銭債権

(二)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

- ②委託会社（投資顧問会社を含みます。以下(2)において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a.国債証券

b.地方債証券

c.特別の法律により法人の発行する債券

d.社債券（転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。）

e.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

f.コマーシャル・ペーパー

g.外国または外国の者の発行する証券で、上記a.からf.までの証券の性質を有するもの

h.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

i.外国法人が発行する譲渡性預金証書

j.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

k.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

l.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

m.外国の者に対する権利で上記l.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記a.からe.までの証券及びg.の証券のうちa.からe.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ③上記②の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(二)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3)投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、委託会社（投資顧問会社を含みます。）によって、信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

<信託約款による投資制限>

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

- ③米国国債、政府機関債、政府保証債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の5%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

- ④信託財産に属する事業債の時価総額は、原則として純資産総額の25%以内とします。

- ⑤信託財産に属するBBB／Baa格付（BBB＋／Baa1格、BBB／Baa2格、BBB－／Baa3格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の

10%以内とします。

⑥先物取引等の運用指図

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦スワップ取引の運用指図

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- d.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧金利先渡取引の運用指図

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d.金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e.委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩有価証券の貸付の指図及び範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b.に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b.上記a.の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c.上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d.委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪公社債の空売りの指図範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑫公社債の借入れ

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭受託会社による資金の立替え

a.信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<法令による投資制限>

①デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

②信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

(1)投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

①為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

②金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投

資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑤期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

⑥デリバティブ活用リスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

(2)留意点

①解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。

その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

②当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

③当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

④当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3)投資リスクに対する管理体制

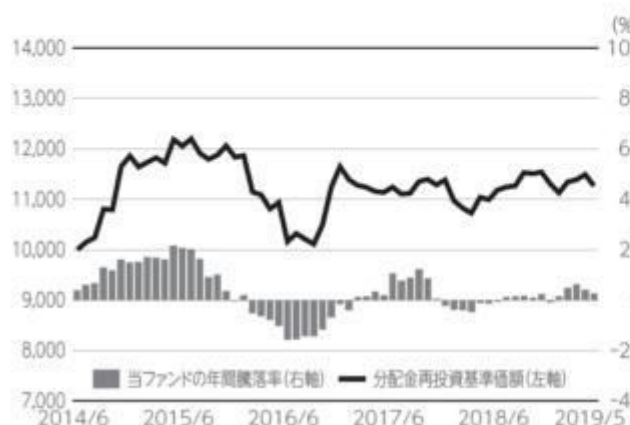
委託会社では、運用部門から独立したコンプライアンス部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じて関係部署及び社内には設置されたビジネスリスク管理委員会に報告が行われ、問題点の把握及び是正勧告等の監督が行われます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

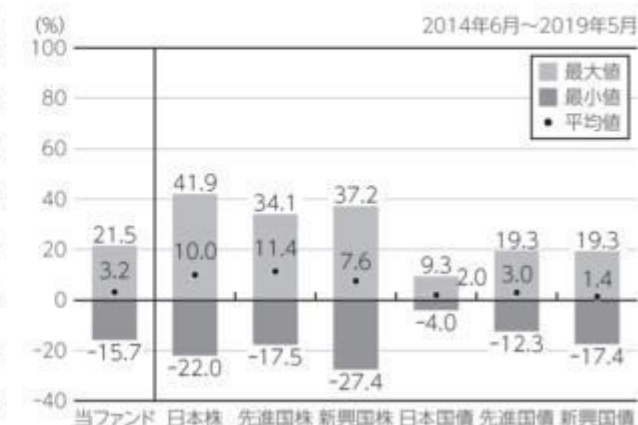
参考情報

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとし、計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、2014年6月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※3 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとし、計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 対象期間中の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとし、計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(※)各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に

2.16%^{*}（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※消費税率が10%になった場合は、2.20%となります。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

※申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支弁されます。信託報酬の率は、毎計算期間末日（休業日の場合は翌営業日とします。以下「当該日」といいます。）の2営業日前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日（ロンドンの銀行の休業日に該当する場合は、直前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日とします。）の3ヵ月米ドルLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の水準に応じ、次に掲げる率とします。

3ヵ月米ドルLIBOR金利が1.00%以上の場合	年率 0.9720% ^{*1} （税抜0.90%）
3ヵ月米ドルLIBOR金利が0.50%以上1.00%未満の場合	年率 0.6912% ^{*2} （税抜0.64%）
3ヵ月米ドルLIBOR金利が0.50%未満の場合	年率 0.4752% ^{*3} （税抜0.44%）

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、下記の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬率が年率0.9720% ^{*1} （税抜0.90%）のとき	0.41% （税抜）	0.45% （税抜）	0.04% （税抜）
信託報酬率が年率0.6912% ^{*2} （税抜0.64%）のとき	0.28% （税抜）	0.32% （税抜）	0.04% （税抜）
信託報酬率が年率0.4752% ^{*3} （税抜0.44%）のとき	0.20% （税抜）	0.20% （税抜）	0.04% （税抜）

（注）消費税率が10%になった場合は、*1 0.990%、*2 0.704%、*3 0.484%となります。
上記に定める信託報酬の率は、当該日の翌日から翌月の18日（休業日の場合は翌営業日とします。）まで適用されるものとします。

上記信託報酬を対価とする役務の内容は以下の通りです。

《役務の内容》

委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算等
------	--------------------

販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

①当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

- a. 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料*
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用
- d. 借入金の利息
- e. 信託財産に関する租税
- f. 受託会社の立替えた立替金の利息
- g. 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

*当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

②上記①のa. からf. までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

③上記①のg. の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支弁されます。また、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

④当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

- a. 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用
- d. 信託財産に関する租税
- e. 受託会社の立替えた立替金の利息
- f. 信託事務等に要する諸費用

⑤上記④のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記④のd. からf. までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

⑥上記①のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- a. 売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- b. 保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用

c.監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

d.印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用

- ⑦上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

①個人の受益者に対する課税

a.収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金について、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。なお、受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。

b.一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）[※]が譲渡所得として課税対象となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

※解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額です。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

期間	税率
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）
2038年１月１日以降	20%（所得税15%、地方税５%）

c.公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（N I S A）及び未成年者少額投資非課税制度（ジュニアN I S A）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」及び未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアN I S A（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

期間	税率
2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年１月１日以降	15%（所得税15%）

③配当控除・益金不算入制度

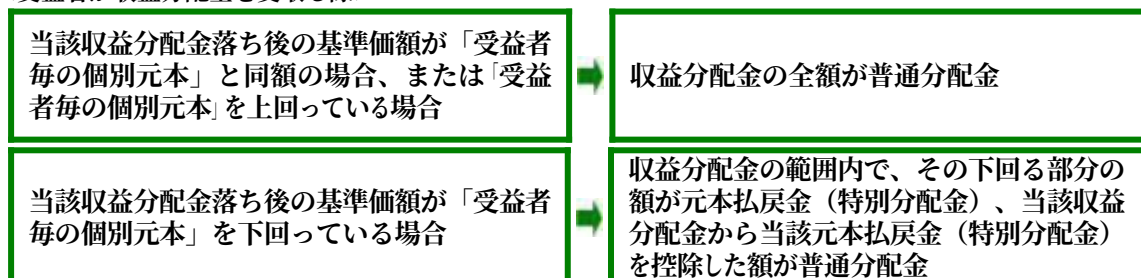
配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注１）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<受益者が収益分配金を受取る際>



（注２）個別元本について

個別元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は2019年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は、2019年5月31日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

LM・米ドル毎月分配型ファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	10,780,182,337	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△3,236,505	△0.03
合計（純資産総額）		10,776,945,832	100.00

（参考）LM・米国短期投資適格債マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	2,246,573,122	20.55
特殊債券	アメリカ	4,090,830,047	37.43
	イギリス	63,458,928	0.58
	小計	4,154,288,975	38.01
社債券	日本	114,268,770	1.05
	アメリカ	1,959,558,049	17.93
	カナダ	194,681,397	1.78
	フランス	56,148,399	0.51
	オランダ	60,686,303	0.56
	イギリス	160,311,138	1.47
	スウェーデン	144,067,255	1.32
	小計	2,689,721,311	24.61
外国譲渡性預金証書	日本	218,949,855	2.00
	アメリカ	603,627,122	5.52
	カナダ	268,901,056	2.46
	フランス	691,049,685	6.32
	小計	1,782,527,718	16.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	57,180,319	0.52
合計(純資産総額)		10,930,291,445	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

LM・米ドル毎月分配型ファンド

a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・米国短期投資適格債 マザーファンド	8,304,585,423	1.3058	10,844,127,646	1.2981	10,780,182,337	100.03

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

（参考）L M・米国短期投資適格債マザーファンド

a. 上位30銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	8,430,000	10,907.98	919,542,795	10,907.98	919,542,795	—	2019/7/9	8.41
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	4,000,000	10,881.74	435,269,886	10,917.20	436,688,150	1.375	2019/7/31	4.00
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	3,000,000	10,903.10	327,093,198	10,925.32	327,759,610	2.250	2020/2/29	3.00
4	フランス	外国譲渡性 預金証書	NATIXIS NY FRN	2,500,000	—	273,478,744	—	274,384,771	—	—	2.51
5	カナダ	外国譲渡性 預金証書	CANADA IMPERIAL FRN	2,450,000	—	267,932,000	—	268,901,056	—	—	2.46
6	アメリカ	外国譲渡性 預金証書	NORINCHUKIN BANK NY	2,000,000	—	218,720,000	—	219,541,073	—	—	2.01
7	アメリカ	外国譲渡性 預金証書	BANCO SANTANDER NY Y	2,000,000	—	218,720,000	—	219,425,405	—	—	2.01
8	フランス	外国譲渡性 預金証書	SOCIETE GENERALE FRN	2,000,000	—	218,720,000	—	219,005,988	—	—	2.00
9	日本	外国譲渡性 預金証書	MUFG BANK LTD/NY FRN	2,000,000	—	218,720,000	—	218,949,855	—	—	2.00
10	フランス	外国譲渡性 預金証書	CREDIT AGRICOLE FRN	1,800,000	—	196,848,000	—	197,658,926	—	—	1.81
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,720,000	10,880.09	187,137,680	10,880.09	187,137,680	—	2019/8/15	1.71
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,550,000	10,925.45	169,344,544	10,925.45	169,344,544	—	2019/6/13	1.55
13	アメリカ	外国譲渡性 預金証書	TORONTO DOMINION BAN	1,500,000	—	164,040,000	—	164,660,644	—	—	1.51
14	アメリカ	特殊債券	AESOP 2016-2A A	1,500,000	10,760.41	161,406,223	10,970.87	164,563,124	2.720	2022/11/20	1.51
15	アメリカ	特殊債券	HERTZ 2016-2A A	1,500,000	10,824.98	162,374,748	10,941.47	164,122,184	2.950	2022/3/25	1.50
16	アメリカ	特殊債券	GNR 2017-H15 FC	1,323,281.76	10,975.36	145,235,064	10,979.42	145,288,753	2.963	2067/6/20	1.33
17	スウェー デン	社債券	SVENSKA HANDELSBANKE FRN	1,315,000	10,938.73	143,844,352	10,955.68	144,067,255	2.955	2020/9/8	1.32
18	アメリカ	社債券	BANK OF NEW YORK MEL FRN	1,309,000	10,940.04	143,205,207	10,944.74	143,266,762	2.915	2020/12/4	1.31

19	アメリカ	特殊債券	NMOTR 2017-B A	1,300,000	10,951.28	142,366,750	10,955.68	142,423,902	2.870	2022/4/18	1.30
20	アメリカ	特殊債券	SLMA 2006-10 A6	1,350,000	10,622.27	143,400,648	10,429.51	140,798,386	2.730	2044/3/25	1.29
21	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP FRN	1,267,000	10,866.44	137,677,884	10,917.19	138,320,798	3.363	2022/10/31	1.27
22	アメリカ	社債券	US BANK NA CINCINNAT FRN	1,262,000	10,910.08	137,685,231	10,927.57	137,906,051	2.732	2020/10/23	1.26
23	アメリカ	社債券	JOHN DEERE CAPITAL FRN	1,255,000	10,913.58	136,965,445	10,941.03	137,309,934	3.075	2022/9/8	1.26
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	1,240,000	10,895.05	135,098,698	10,895.05	135,098,698	—	2019/7/25	1.24
25	アメリカ	社債券	CITIBANK NA	1,157,000	10,942.88	126,609,234	10,970.77	126,931,884	3.050	2020/5/1	1.16
26	アメリカ	社債券	TOYOTA MOTOR CREDIT FRN	1,054,000	10,911.61	115,008,398	10,946.82	115,379,553	3.075	2022/9/8	1.06
27	日本	社債券	SUMITOMO MITSUI FINL FRN	1,042,000	10,903.73	113,616,958	10,966.29	114,268,770	3.341	2022/10/18	1.05
28	アメリカ	特殊債券	BWSTA 2018-1 A4	1,000,000	11,097.04	110,970,497	11,216.08	112,160,819	3.590	2023/12/15	1.03
29	アメリカ	特殊債券	FORDF 2018-1 A1	1,000,000	10,952.66	109,526,603	11,046.42	110,464,208	2.950	2023/5/15	1.01
30	アメリカ	社債券	BRISTOL-MYERS SQUIBB FRN	1,009,000	10,936.00	110,344,240	10,937.31	110,357,481	2.725	2020/11/16	1.01

（注１）変動利付債券は2019年5月末現在の利率です。

（注２）2019年5月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	20.55
特殊債券	38.01
社債券	24.61
外国譲渡性預金証書	16.31
合計	99.48

②【投資不動産物件】

LM・米ドル毎月分配型ファンド

該当事項はありません。

（参考）LM・米国短期投資適格債マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

LM・米ドル毎月分配型ファンド

該当事項はありません。

（参考）LM・米国短期投資適格債マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

LM・米ドル毎月分配型ファンド

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16特定期間末（2009年11月18日）	15,366,076,616	15,624,532,652	6,265	6,367
第17特定期間末（2010年 5月18日）	14,601,713,104	14,838,043,981	6,605	6,707
第18特定期間末（2010年11月18日）	11,660,683,631	11,871,047,958	5,949	6,051
第19特定期間末（2011年 5月18日）	10,484,450,626	10,674,628,264	5,783	5,885
第20特定期間末（2011年11月18日）	8,626,258,424	8,800,261,387	5,312	5,414
第21特定期間末（2012年 5月18日）	8,032,601,497	8,188,379,681	5,464	5,566
第22特定期間末（2012年11月19日）	7,519,768,706	7,663,481,026	5,610	5,712
第23特定期間末（2013年 5月20日）	8,713,861,672	8,844,570,873	7,034	7,136
第24特定期間末（2013年11月18日）	9,291,293,793	9,425,132,117	6,740	6,842
第25特定期間末（2014年 5月19日）	8,170,231,151	8,294,331,106	6,758	6,860
第26特定期間末（2014年11月18日）	8,245,377,044	8,331,027,668	7,673	7,745
第27特定期間末（2015年 5月18日）	12,957,911,212	13,014,945,818	7,826	7,868
第28特定期間末（2015年11月18日）	11,320,595,682	11,377,934,594	8,002	8,044
第29特定期間末（2016年 5月18日）	10,459,629,368	10,525,903,150	7,048	7,090
第30特定期間末（2016年11月18日）	8,687,955,651	8,743,473,934	7,195	7,237
第31特定期間末（2017年 5月18日）	7,180,810,088	7,225,313,018	7,232	7,274
第32特定期間末（2017年11月20日）	13,465,238,260	13,532,197,960	7,292	7,334
第33特定期間末（2018年 5月18日）	16,721,440,149	16,814,553,157	7,189	7,231
第34特定期間末（2018年11月19日）	12,191,745,429	12,274,523,463	7,311	7,353
第35特定期間末（2019年 5月20日）	10,877,428,286	10,943,028,640	7,190	7,232
2018年 5月末日	16,271,865,304	—	7,052	—
6月末日	16,069,878,364	—	7,169	—
7月末日	14,740,142,880	—	7,198	—

8月末日	14,226,967,361	—	7,206	—
9月末日	14,105,003,458	—	7,367	—
10月末日	12,584,940,169	—	7,347	—
11月末日	12,127,132,906	—	7,360	—
12月末日	11,462,457,060	—	7,204	—
2019年 1月末日	11,144,010,526	—	7,083	—
2月末日	11,297,798,597	—	7,214	—
3月末日	11,233,397,015	—	7,236	—
4月末日	11,125,270,144	—	7,293	—
5月末日	10,776,945,832	—	7,143	—

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

LM・米ドル毎月分配型ファンド

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第16特定期間	2009年 5月19日～2009年11月18日	102
第17特定期間	2009年11月19日～2010年 5月18日	102
第18特定期間	2010年 5月19日～2010年11月18日	102
第19特定期間	2010年11月19日～2011年 5月18日	102
第20特定期間	2011年 5月19日～2011年11月18日	102
第21特定期間	2011年11月19日～2012年 5月18日	102
第22特定期間	2012年 5月19日～2012年11月19日	102
第23特定期間	2012年11月20日～2013年 5月20日	102
第24特定期間	2013年 5月21日～2013年11月18日	102
第25特定期間	2013年11月19日～2014年 5月19日	102
第26特定期間	2014年 5月20日～2014年11月18日	72
第27特定期間	2014年11月19日～2015年 5月18日	42
第28特定期間	2015年 5月19日～2015年11月18日	42
第29特定期間	2015年11月19日～2016年 5月18日	42
第30特定期間	2016年 5月19日～2016年11月18日	42
第31特定期間	2016年11月19日～2017年 5月18日	42
第32特定期間	2017年 5月19日～2017年11月20日	42
第33特定期間	2017年11月21日～2018年 5月18日	42
第34特定期間	2018年 5月19日～2018年11月19日	42
第35特定期間	2018年11月20日～2019年 5月20日	42

③【収益率の推移】

LM・米ドル毎月分配型ファンド

期	期間	収益率（%）
第16特定期間	2009年 5月19日～2009年11月18日	0.58
第17特定期間	2009年11月19日～2010年 5月18日	7.06
第18特定期間	2010年 5月19日～2010年11月18日	△8.39
第19特定期間	2010年11月19日～2011年 5月18日	△1.08
第20特定期間	2011年 5月19日～2011年11月18日	△6.38
第21特定期間	2011年11月19日～2012年 5月18日	4.78
第22特定期間	2012年 5月19日～2012年11月19日	4.54
第23特定期間	2012年11月20日～2013年 5月20日	27.20
第24特定期間	2013年 5月21日～2013年11月18日	△2.73
第25特定期間	2013年11月19日～2014年 5月19日	1.78
第26特定期間	2014年 5月20日～2014年11月18日	14.60
第27特定期間	2014年11月19日～2015年 5月18日	2.54
第28特定期間	2015年 5月19日～2015年11月18日	2.79
第29特定期間	2015年11月19日～2016年 5月18日	△11.40
第30特定期間	2016年 5月19日～2016年11月18日	2.68
第31特定期間	2016年11月19日～2017年 5月18日	1.10
第32特定期間	2017年 5月19日～2017年11月20日	1.41
第33特定期間	2017年11月21日～2018年 5月18日	△0.84
第34特定期間	2018年 5月19日～2018年11月19日	2.28
第35特定期間	2018年11月20日～2019年 5月20日	△1.08

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

LM・米ドル毎月分配型ファンド

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第16特定期間	189,760,353	1,875,167,410
第17特定期間	213,400,191	2,634,796,033
第18特定期間	76,697,941	2,584,257,757
第19特定期間	534,530,644	2,003,150,819
第20特定期間	154,237,838	2,045,715,275
第21特定期間	78,859,133	1,618,527,182
第22特定期間	54,813,155	1,350,039,984
第23特定期間	308,723,169	1,325,500,575
第24特定期間	2,944,005,404	1,545,942,988

第25特定期間	1,494,664,630	3,191,823,285
第26特定期間	2,013,612,398	3,356,709,225
第27特定期間	10,113,389,276	4,300,739,442
第28特定期間	4,986,180,703	7,398,208,957
第29特定期間	3,423,713,990	2,729,196,857
第30特定期間	94,618,153	2,859,909,987
第31特定期間	72,466,103	2,219,058,692
第32特定期間	21,588,495,118	13,052,460,777
第33特定期間	8,485,185,638	3,689,833,704
第34特定期間	356,674,654	6,942,087,340
第35特定期間	128,216,849	1,675,122,118

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

《参考情報》

基準日:2019年5月31日

基準価額・純資産の推移(過去10年間)

2009年5月末～2019年5月末



基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
7,143円	108億円

分配の推移

2019年 1 月	7円
2019年 2 月	7円
2019年 3 月	7円
2019年 4 月	7円
2019年 5 月	7円
直近1年間累計	84円
設定来累計	3,510円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(LM・米国短期投資適格債マザーファンド)

■種類別組入比率

種類	比率(%)
国債証券	20.55
特殊債券	38.01
社債券	24.61
外国譲渡性預金証書	16.31
現金・預金・その他の資産	0.52
合計	100.00

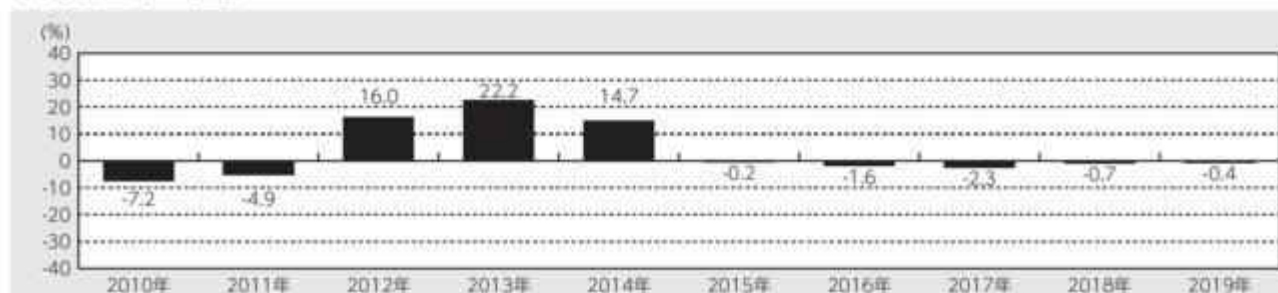
■組入上位10銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
US TREASURY BILL	アメリカ	国債証券	-	2019年7月 9 日	8.41
US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	1.375	2019年7月31日	4.00
US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	2.250	2020年2月29日	3.00
NATIXIS NY FRN	フランス	外国譲渡性預金証書	-	-	2.51
CANADA IMPERIAL FRN	カナダ	外国譲渡性預金証書	-	-	2.46
NORINCHUKIN BANK NY	アメリカ	外国譲渡性預金証書	-	-	2.01
BANCO SANTANDER NY Y	アメリカ	外国譲渡性預金証書	-	-	2.01
SOCIETE GENERALE FRN	フランス	外国譲渡性預金証書	-	-	2.00
MUFG BANK LTD/NY FRN	日本	外国譲渡性預金証書	-	-	2.00
CREDIT AGRICOLE FRN	フランス	外国譲渡性預金証書	-	-	1.81

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンド受益証券の組入比率は100.03%です。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2019年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

- (2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

※1 米国のいずれかの証券取引所の休業日または米国の銀行休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

※2 原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- (3)当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。

お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月あらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

①一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。

②自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- (4)申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5)申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6)申込手数料は、上記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

2【換金（解約）手続等】

- (1)一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。
- ＊1 米国のいずれかの証券取引所の休業日または米国の銀行休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- ＊2 原則として、午後3時まで一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。
- なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。
- (注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設ける場合があります。
- (注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2)一部解約請求の単位（換金単位）は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記「1 申込（販売）手続等」記載の照会先までお問合せください。
- (3)一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。
- (4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありせん。
- (5)一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口あたりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	計算日のマザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

②追加信託金の計算について

a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：毎月分配）されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

④運用報告書等

a. 委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に定める運用報告書）及び運用報告書（全体版）のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第4項に定める運用報告書）を作成します。

b. 交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、運用報告書（全体版）について受益者から交付の請求があった場合には、交付します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

c. 委託会社は、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、無期限（2001年11月28日設定）です。ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

- ①原則として、毎月19日から翌月の18日までとします。ただし、第1計算期間は、2001年11月28日から2002年2月18日までとします。
- ②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約終了前に当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合、または当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、運用の基本方針に沿った運用または収益分配方針に沿った分配を行うことが困難となり、かかる状況が速やかに改善されないと判断する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。かかる状況には、収益分配方針に沿った分配の原資を確保することが持続的に困難となる状況を含みます。
- d. 委託会社は、上記a.からc.までの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. 上記d.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- f. 上記e.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.からc.までの信託契約の解約を行いません。
- g. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- h. 上記e.からg.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記e.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦反対者の買取請求権

上記①に規定する信託契約の解約または上記⑥に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記①のe.または上記⑥のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑧公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日

までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

⑩信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑪当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

4【受益者の権利等】

①収益分配金の請求権

a. 受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

c. 上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②償還金の請求権

a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が別に定める単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。

b. 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払われます。

c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

④信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

⑤異議申立を行った受益者の買取請求権

上記④に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2018年11月20日から2019年 5月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【LM・米ドル毎月分配型ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2018年11月19日現在	当期 2019年 5月20日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	12,214,317,098	10,897,625,602
未収入金	52,706,444	25,525,298
流動資産合計	12,267,023,542	10,923,150,900
資産合計	12,267,023,542	10,923,150,900
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,672,561	10,589,727
未払解約金	52,706,444	25,525,298
未払受託者報酬	474,821	417,188
未払委託者報酬	10,208,591	8,969,511
その他未払費用	215,696	220,890
流動負債合計	75,278,113	45,722,614
負債合計	75,278,113	45,722,614
純資産の部		
元本等		
元本	16,675,087,358	15,128,182,089
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,483,341,929	△4,250,753,803
（分配準備積立金）	98,770,726	143,249,991
元本等合計	12,191,745,429	10,877,428,286
純資産合計	12,191,745,429	10,877,428,286
負債純資産合計	12,267,023,542	10,923,150,900

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年 5月19日 至 2018年11月19日	当期 自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	407,972,335	△67,525,923
営業収益合計	407,972,335	△67,525,923
営業費用		
受託者報酬	3,203,596	2,447,716
委託者報酬	68,877,157	52,625,675
その他費用	1,188,836	1,228,906
営業費用合計	73,269,589	56,302,297
営業利益又は営業損失（△）	334,702,746	△123,828,220
経常利益又は経常損失（△）	334,702,746	△123,828,220
当期純利益又は当期純損失（△）	334,702,746	△123,828,220
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,600,928	△746,309
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,539,059,895	△4,483,341,929
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,904,498,559	456,925,326
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,904,498,559	456,925,326
剰余金減少額又は欠損金増加額	99,104,377	35,654,935
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	99,104,377	35,654,935
分配金	82,778,034	65,600,354
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,483,341,929	△4,250,753,803

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2018年11月18日が休日のため、前特定期間末日は2018年11月19日としております。 また、2019年 5月18日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日は2019年 5月20日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2018年11月19日現在	当期 2019年 5月20日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 16,675,087,358口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 15,128,182,089口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 4,483,341,929円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 4,250,753,803円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.7311円 (一万口当たり純資産額) (7,311円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.7190円 (一万口当たり純資産額) (7,190円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 2018年 5月19日 至 2018年11月19日	当期 自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程	2018年 5月19日から 2018年 6月18日までの計算期間	2018年11月20日から 2018年12月18日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	16,901,391円	15,852,359円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	915,212,364円	647,789,553円
分配準備積立金額	70,584,931円	94,946,923円
当ファンドの分配対象収益額	1,002,698,686円	758,588,835円
当ファンドの期末残存口数	22,730,470,522口	16,054,740,809口
1万口当たり収益分配対象額	441.11円	472.48円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	15,911,329円	11,238,318円
	2018年 6月19日から 2018年 7月18日まで の計算期間	2018年12月19日から 2019年 1月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	30,121,315円	17,085,293円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	881,771,179円	638,887,557円
分配準備積立金額	68,677,451円	98,023,179円
当ファンドの分配対象収益額	980,569,945円	753,996,029円
当ファンドの期末残存口数	21,892,057,512口	15,830,169,490口
1万口当たり収益分配対象額	447.89円	476.29円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	15,324,440円	11,081,118円
	2018年 7月19日から 2018年 8月20日まで の計算期間	2019年 1月19日から 2019年 2月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	19,597,050円	24,740,038円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	805,318,369円	634,573,964円
分配準備積立金額	75,861,429円	102,938,844円
当ファンドの分配対象収益額	900,776,848円	762,252,846円
当ファンドの期末残存口数	19,983,578,691口	15,714,296,073口
1万口当たり収益分配対象額	450.74円	485.04円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	13,988,505円	11,000,007円
	2018年 8月21日から 2018年 9月18日まで の計算期間	2019年 2月19日から 2019年 3月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	26,630,336円	22,466,935円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	784,511,240円	629,752,111円
分配準備積立金額	79,251,599円	115,648,491円
当ファンドの分配対象収益額	890,393,175円	767,867,537円
当ファンドの期末残存口数	19,464,278,143口	15,591,608,133口
1万口当たり収益分配対象額	457.44円	492.47円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	13,624,994円	10,914,125円

	2018年 9月19日から 2018年10月18日まで の計算期間	2019年 3月19日から 2019年 4月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	25,293,817円	24,249,636円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	706,147,965円	621,908,678円
分配準備積立金額	82,595,031円	125,543,986円
当ファンドの分配対象収益額	814,036,813円	771,702,300円
当ファンドの期末残存口数	17,508,865,444口	15,395,798,707口
1万口当たり収益分配対象額	464.91円	501.23円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	12,256,205円	10,777,059円
	2018年10月19日から 2018年11月19日まで の計算期間	2019年 4月19日から 2019年 5月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	19,467,934円	17,287,420円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	672,640,505円	611,148,637円
分配準備積立金額	90,975,353円	136,552,298円
当ファンドの分配対象収益額	783,083,792円	764,988,355円
当ファンドの期末残存口数	16,675,087,358口	15,128,182,089口
1万口当たり収益分配対象額	469.60円	505.65円
1万口当たり分配金額	7.00円	7.00円
収益分配金金額	11,672,561円	10,589,727円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2018年 5月19日 至 2018年11月19日	当期 自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2018年 5月19日 至 2018年11月19日	当期 自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 2018年 5月19日 至 2018年11月19日	当期 自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
期首元本額	23,260,500,044円	16,675,087,358円
期中追加設定元本額	356,674,654円	128,216,849円
期中解約元本額	6,942,087,340円	1,675,122,118円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	前期 2018年11月19日現在	当期 2019年 5月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	36,249,780	△135,146,242
合計	36,249,780	△135,146,242

3 デリバティブ取引関係
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・米国短期投資適格債マザーファンド	8,342,360,562	10,897,625,602	

小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.2%	8,342,360,562	10,897,625,602 100.0%	
合計			10,897,625,602	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・米国短期投資適格債マザーファンドの計算期間はLM・米ドル毎月分配型ファンドの計算期間とは異なり、毎年2月19日から翌年2月18日までであります。

LM・米国短期投資適格債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)			
	2018年11月19日現在	2019年	5月20日現在
資産の部			
流動資産			
預金	188,866,843		826,014
コール・ローン	88,726,796		29,601,229
国債証券	1,851,909,144		2,299,860,840
特殊債券	5,077,223,961		4,219,056,506
社債券	2,595,203,904		2,678,920,373
コマーシャル・ペーパー	388,794,299		-
外国譲渡性預金証書	2,157,395,483		1,793,623,911
派生商品評価勘定	312,392		-
未収入金	643,365,202		27,683,228
未収利息	23,209,750		24,475,159
前払費用	2,805,781		1,369,978
流動資産合計	13,017,813,555		11,075,417,238
資産合計	13,017,813,555		11,075,417,238
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定	-		489,762
未払金	588,378,322		-
未払解約金	52,717,118		25,533,848
未払利息	260		86
流動負債合計	641,095,700		26,023,696
負債合計	641,095,700		26,023,696
純資産の部			
元本等			
元本	9,418,074,534		8,458,280,265
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,958,643,321		2,591,113,277

	2018年11月19日現在	2019年 5月20日現在
元本等合計	12,376,717,855	11,049,393,542
純資産合計	12,376,717,855	11,049,393,542
負債純資産合計	13,017,813,555	11,075,417,238

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。 コマーシャル・ペーパー 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。 外国譲渡性預金証書 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2018年11月19日現在	2019年 5月20日現在
---------------	---------------

1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	9,418,074,534口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	8,458,280,265口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3141円 (13,141円)	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3063円 (13,063円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年 5月19日 至 2018年11月19日	自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
---------------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2018年 5月19日 至 2018年11月19日	自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	国債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	国債証券、特殊債券、社債券、外国譲渡性預金証書（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	自 2018年 5月19日 至 2018年11月19日	自 2018年11月20日 至 2019年 5月20日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	13,240,714,317円	9,418,074,534円
同期中における追加設定元本額	215,960,023円	77,156,250円
同期中における解約元本額	4,038,599,806円	1,036,950,519円
元本の内訳		

LM・米国短期債ファンドVA（適格機関投資家専用）	123,258,996円	115,919,703円
LM・米ドル毎月分配型ファンド	9,294,815,538円	8,342,360,562円
計	9,418,074,534円	8,458,280,265円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	2018年11月19日現在	2019年 5月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△66,052	1,837,604
特殊債券	△10,180,518	16,487,247
社債券	△5,501,965	6,942,881
コマーシャル・ペーパー	3,584,264	—
外国譲渡性預金証書	15,747,837	3,282,084
合計	3,583,566	28,549,816

3 デリバティブ取引関係
 取引の時価等に関する事項
 通貨関連

種類	2018年11月19日現在				2019年 5月20日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	70,185,392	—	69,873,000	312,392	68,911,038	—	69,400,800	△489,762
米ドル	70,185,392	—	69,873,000	312,392	68,911,038	—	69,400,800	△489,762
合計	70,185,392	—	69,873,000	312,392	68,911,038	—	69,400,800	△489,762

(注) 時価の算定方法

 為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BILL	65,000.00	64,961.23	
		US TREASURY BILL	2,480,000.00	2,476,115.47	
		US TREASURY BILL	8,430,000.00	8,402,309.76	
		US TREASURY BILL	1,240,000.00	1,234,429.34	
		US TREASURY BILL	1,720,000.00	1,709,935.27	
		US TREASURY NOTE	4,000,000.00	3,991,562.52	
		US TREASURY NOTE	3,000,000.00	2,996,250.00	
	小計	銘柄数：7	20,935,000.00	20,875,563.59	
		組入時価比率：20.8%		(2,299,860,840) 20.9%	
	小計			2,299,860,840 (2,299,860,840)	
特殊債券	米ドル	AESOP 2016-2A A	1,500,000.00	1,499,991.75	
		AESOP 2017-2A A	990,000.00	992,802.69	
		AMOT 2017-3 A1	650,000.00	651,158.95	
		BALTA 2004-11 1A2	11,179.26	11,174.81	
		BALTA 2004-7 1A1	631,998.42	654,443.21	
		BSABS 2003-AC5 A3	279,351.67	273,763.71	

BSABS 2003-SD3 A	234,095.41	232,361.51	
BWSTA 2018-1 A4	1,000,000.00	1,022,318.00	
CCMFC 2004-2A A1	157,112.31	154,258.22	
COMM 2013-CR11 ASB	436,725.40	445,862.56	
COMM 2013-CR7 ASB	393,607.83	394,230.12	
FHLMC #555464	11,399.66	11,486.13	
FHLMC #G14742	158,102.86	157,317.97	
FHLMC #G14816	399,108.34	397,099.58	
FHLMC #G15029	131,027.07	130,366.94	
FHLMC #J22421	119,625.20	119,032.07	
FHLMC #J23364	126,591.24	125,963.03	
FHR 4162 P	814,084.47	820,453.86	
FNMA #70923	268.55	270.80	
FNMA #AL3486	126,495.41	125,781.29	
FNMA #AS0066	370,984.01	368,864.68	
FNMA #AS0579	752,910.01	748,608.63	
FNMA #AS8253	313,837.62	312,031.26	
FNMA #MA1415	138,897.36	137,460.53	
FNMA #MA1443	161,737.48	160,067.34	
FNMA #MA1500	171,137.03	169,308.97	
FNMA #MA1868	69,574.46	69,176.40	
FNMA #MA2233	184,480.60	183,421.84	
FNW 2003-W6 6A	492,789.26	502,544.02	
FNW 2003-W8 3F1	301,640.48	298,715.71	
FORDF 2018-1 A1	1,000,000.00	1,007,982.00	
GNMA ARM #80283	58,697.20	60,671.06	
GNMA ARM #80593	112,713.95	116,841.53	
GNMA ARM #80602	55,810.02	57,868.51	
GNMA ARM #80636	43,996.27	45,670.24	
GNMA ARM #81200	248,561.39	257,940.10	
GNMA ARM #8874	51,744.83	53,183.80	
GNMA2 #765163	16,385.10	16,387.88	
GNMA2 #891562	475,179.02	482,227.82	
GNR 2010-H20 AF	664,695.45	661,965.21	
GNR 2010-H22 FE	357,825.84	357,254.17	

GNR 2010-H26 LF	655,697.26	653,860.19	
GNR 2010-H28 FE	214,536.95	214,076.10	
GNR 2011-H01 AF	343,612.57	343,254.90	
GNR 2011-H06 FA	512,208.39	511,669.08	
GNR 2011-H07 FA	286,221.23	286,275.03	
GNR 2011-H08 FG	272,549.27	272,482.16	
GNR 2012-H20 KA	592,051.89	589,098.55	
GNR 2012-H21 FA	990,164.71	990,363.73	
GNR 2012-H23 WA	617,815.60	618,214.70	
GNR 2015-H10 FC	612,310.49	611,953.02	
GNR 2016-H13 FC	429,898.98	435,260.25	
GNR 2017-H15 FC	1,336,827.26	1,341,982.06	
GNR 2017-H18 FE	330,213.21	329,594.65	
GSAMP 2003-HE2 A3C	341,873.70	339,576.06	
GSMS 2013-GC16 AAB	292,137.53	299,396.56	
GSMS 2014-GC24 AAB	700,000.00	718,123.70	
GSMS 2015-GC34 AAB	421,500.00	430,843.81	
HERTZ 2016-2A A	1,500,000.00	1,497,249.45	
HVMLT 2005-9 2A1B	785,085.01	795,188.26	
JPMBB 2015-C31 ASB	500,000.00	514,250.50	
JPMCC 2017-JP5 A1	388,176.24	384,723.87	
LAN 2018-1A 1A	630,800.00	630,067.01	
MLCC 2003-A 2A2	49,028.35	49,422.93	
MSC 2016-UBS9 A1	369,290.31	365,450.31	
NCSEA 2011-1 A3	218,893.07	220,403.43	
NCSEA 2013-1 A	767,510.17	771,654.72	
NMOTR 2017-B A	1,300,000.00	1,302,139.80	
NRZT 2015-1A A3	147,434.39	150,367.74	
NSLT 2005-1 A5	677,005.39	672,336.01	
NSLT 2005-2 A5	255,356.19	253,289.20	
NSLT 2015-2A A2	752,153.06	747,226.30	
PHEAA 2013-2A A1	429,255.78	426,441.45	
RASC 2005-KS12 M1	215,356.23	215,642.43	
SEMT 9 2A	64,149.66	63,593.07	
SLMA 2003-4 A5E	421,911.58	416,320.74	

有価証券分報告書（外国投資信託）

小計	SLMA 2006-10 A6	1,350,000.00	1,292,652.54		
	SLMA 2006-A A5	837,440.75	819,712.04		
	SLMA 2013-6 A3	996,556.22	993,586.38		
	TRUMN 2005-1 A	11,842.87	12,064.23		
	VZOT 2018-1A A1A	1,000,000.00	1,004,113.00		
	WFCM 2012-LC5 ASB	179,726.10	179,451.37		
	WFCM 2014-LC16 ASB	389,994.95	397,557.34		
	WFMB 2004-Y 1A1	128,462.71	132,787.15		
	WFRBS 2014-C24 ASB	700,000.00	713,829.90		
	銘柄数：85	38,229,418.55	38,295,874.62		
			(4,219,056,506)		
	組入時価比率：38.2%		38.4%		
小計			4,219,056,506	(4,219,056,506)	
社債券	米ドル	ABB FINANCE USA INC	459,000.00	459,018.36	
		ALTRIA GROUP INC	770,000.00	780,063.90	
		AMGEN INC FRN	487,000.00	487,000.00	
		ANHEUSER-BUSCH	770,000.00	768,698.70	
		BANK OF MONTREAL	500,000.00	501,795.00	
		BANK OF MONTREAL FRN	634,000.00	636,244.36	
		BANK OF NEW YORK MEL FRN	1,309,000.00	1,309,693.77	
		BMW US CAPITAL LLC FRN	661,000.00	663,220.96	
		BP CAPITAL MARKETS FRN	418,000.00	418,622.82	
		BPCE SA FRN	510,000.00	513,692.40	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB FRN	1,009,000.00	1,009,776.93	
		CITI BANK FRN	703,000.00	705,565.95	
		CITIBANK NA	1,157,000.00	1,160,818.10	
		GOLDMAN SACHS GROUP FRN	1,267,000.00	1,266,328.49	
		HOME DEPOT INC FRN	475,000.00	475,427.50	
		JOHN DEERE CAPITAL FRN	1,255,000.00	1,256,129.50	
		JPMORGAN CHASE & CO FRN	1,000,000.00	1,004,990.00	
		PNC BANK NA FRN	750,000.00	750,675.00	
		SANTANDER UK PLC FRN	550,000.00	550,990.00	
		SHELL INTL FIN FRN	565,000.00	567,299.55	
		SHELL INTL FIN FRN	555,000.00	554,439.45	

	小計	SUMITOMO MITSUI FINL FRN	1,042,000.00	1,045,178.10	
		SVENSKA HANDELSBANKE FRN	1,315,000.00	1,317,274.95	
		TORONTO-DOMINION BAN FRN	640,000.00	641,356.80	
		TOYOTA MOTOR CREDIT FRN	1,054,000.00	1,054,843.20	
		TYSON FOODS INC	350,000.00	345,156.00	
		US BANK NA CINCINNAT FRN	1,262,000.00	1,261,835.94	
		WAL-MART STORES	909,000.00	906,091.20	
		WALMART INC FRN	900,000.00	902,565.00	
		WELLS FARGO BANK NA FRN	1,000,000.00	1,001,450.00	
		銘柄数：30	24,276,000.00	24,316,241.93	
				(2,678,920,373)	
		組入時価比率：24.2%		24.4%	
	小計			2,678,920,373	
				(2,678,920,373)	
外国譲渡性預金 証書	米ドル	BANCO SANTANDER NY Y	2,000,000.00	2,004,873.56	
		CANADA IMPERIAL FRN	2,450,000.00	2,451,085.04	
		CREDIT AGRICOLE FRN	1,800,000.00	1,805,846.60	
		MUFG BANK LTD/NY FRN	2,000,000.00	2,000,450.39	
		NATIXIS NY FRN	2,500,000.00	2,506,885.49	
		NORINCHUKIN BANK NY	2,000,000.00	2,005,949.72	
		SOCIETE GENERALE FRN	2,000,000.00	2,000,922.98	
		TORONTO DOMINION BAN	1,500,000.00	1,504,497.36	
		銘柄数：8	16,250,000.00	16,280,511.14	
				(1,793,623,911)	
		組入時価比率：16.2%		16.3%	
	小計			1,793,623,911	
				(1,793,623,911)	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				10,991,461,630	
				(10,991,461,630)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

以下は、2019年5月31日現在のファンドの状況であります。

【純資産額計算書】

LM・米ドル毎月分配型ファンド

I 資産総額	10,810,381,134円
II 負債総額	33,435,302円
III 純資産総額（I－II）	10,776,945,832円
IV 発行済口数	15,087,636,834口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	7,143円

（参考）LM・米国短期投資適格債マザーファンド

I 資産総額	11,015,033,160円
II 負債総額	84,741,715円
III 純資産総額（I－II）	10,930,291,445円
IV 発行済口数	8,420,465,526口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	12,981円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益権の帰属と受益証券の不発行

- ①当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- ②委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ⑤受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2)受益権の譲渡に係る記載または記録

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載

または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4)質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(5)名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6)受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2019年5月末現在）

- ①資本金の額：1,000百万円
 ②委託会社が発行する株式総数：100,000株
 ③発行済株式総数：78,270株
 ④最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

②運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ベースで開催されます。東京運用委員会は、運用本部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。

委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

2【事業の内容及び営業の概況】

- (1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

- (2)2019年5月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	73	1,243,862
合 計	73	1,243,862

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第20期事業年度 (2018年3月31日)	第21期事業年度 (2019年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	2,089,985	880,774
前払費用	74,425	112,612
未収委託者報酬	669,614	583,757
未収運用受託報酬	3,385,182	2,378,281
その他未収収益	10,535	10,952
関係会社短期貸付金	800,000	200,000
未収入金	-	420
未収利息	785	294
未収還付法人税等	-	39,285
未収還付消費税等	-	115,535
流動資産計	7,030,529	4,321,915
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	158,650	134,951
器具備品	16,298	11,407
有形固定資産計	174,949	146,359
無形固定資産`		
ソフトウェア	20,131	11,063
無形固定資産計	20,131	11,063
投資その他の資産		
投資有価証券	114,665	114,674
長期差入保証金	92,087	64,577
前払年金費用	24,863	17,828
繰延税金資産	282,816	265,899
投資その他の資産計	514,432	462,979
固定資産計	709,514	620,402
資産合計	7,740,043	4,942,317

（単位：千円）

	第20期事業年度 (2018年3月31日)	第21期事業年度 (2019年3月31日)
--	--------------------------	--------------------------

負債の部

流動負債

預り金	29,594	35,474
未払金	1,365,687	866,176
未払手数料	244,732	197,747
未払消費税等	441,797	-
その他未払金	679,157	668,429
未払費用	※2 2,299,449	※2 1,766,612
未払法人税等	667,719	-
前受金	48,442	54,948
流動負債計	4,410,892	2,723,212

固定負債

退職給付引当金	63,380	63,388
役員退職慰労引当金	4,456	23,971
固定負債計	67,837	87,360

負債合計

4,478,729	2,810,573
-----------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405

利益剰余金

利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,011,313	881,744
利益剰余金計	2,034,907	905,338

株主資本合計

3,261,313	2,131,744
-----------	-----------

純資産合計

3,261,313	2,131,744
-----------	-----------

負債純資産合計

7,740,043	4,942,317
-----------	-----------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第20期事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	18,069,444	12,884,041
運用受託報酬	4,327,030	3,387,425
その他営業収益	162,253	132,141
営業収益計	22,558,729	16,403,607
営業費用		
支払手数料	7,082,873	4,796,984
広告宣伝費	67,300	62,862

調査費	9,087,377	6,722,803
調査費	195,095	252,766
委託調査費	8,890,398	6,468,119
図書費	1,884	1,917
委託計算費	335,783	270,414
営業雑経費	230,858	192,063
通信費	51,052	40,437
印刷費	166,176	135,100
協会費	13,063	15,905
諸会費	567	620
営業費用計	16,804,193	12,045,128
一般管理費		
給料	1,772,529	1,900,569
役員報酬	122,596	127,113
給料・手当	1,060,775	1,191,407
賞与	589,157	582,049
交際費	24,392	29,370
旅費交通費	72,475	75,438
租税公課	60,585	45,641
不動産賃借料	252,402	254,640
退職給付費用	102,394	113,999
役員退職慰労引当金繰入額	2,785	19,515
固定資産減価償却費	40,584	37,658
業務委託費	228,021	241,636
諸経費	※1 404,882	※1 563,754
一般管理費計	2,961,054	3,282,224
営業利益	2,793,481	1,076,254

(単位：千円)

	第20期事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業外収益		
受取利息	944	1,279
受取配当金	1,600	1,829
投資有価証券売却益	702	59
その他	35	-
営業外収益計	3,283	3,167
営業外費用		
為替差損	57,727	6,527
営業外費用計	57,727	6,527
経常利益	2,739,036	1,072,894
税引前当期純利益	2,739,036	1,072,894
法人税、住民税及び事業税	878,927	385,547
法人税等調整額	△20,266	16,916

法人税等合計	858,661	402,463
当期純利益	1,880,375	670,430

（３）【株主資本等変動計算書】

第20期事業年度（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,130,938	1,154,532	2,380,938	2,380,938
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△1,000,000	△1,000,000	△1,000,000	△1,000,000
当期純利益	-	-	-	1,880,375	1,880,375	1,880,375	1,880,375
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	880,375	880,375	880,375	880,375
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	2,011,313	2,034,907	3,261,313	3,261,313

第21期事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	2,011,313	2,034,907	3,261,313	3,261,313
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△1,800,000	△1,800,000	△1,800,000	△1,800,000
当期純利益	-	-	-	670,430	670,430	670,430	670,430
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,129,569	△1,129,569	△1,129,569	△1,129,569
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」290,429千円及び「固定負債」の「繰延税金負債」7,613千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」282,816千円に含めて記載しております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

第20期事業年度 (2018年3月31日)	第21期事業年度 (2019年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 235,810千円 器具備品 194,218千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 259,509千円 器具備品 198,385千円
※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いる関係会社に対するものは次のとおりで あります。 未払費用 11,614千円	※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いる関係会社に対するものは次のとおりで あります。 未払費用 15,145千円

(損益計算書関係)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※1 関係会社との取引 諸経費 159,847千円	※1 関係会社との取引 諸経費 203,878千円

(株主資本等変動計算書関係)

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	600,000	7,665.7	2017年 3月31日	2017年 6月29日

2017年11月3日 取締役会	普通株式	400,000	5,110.5	2017年 9月30日	2017年 11月27日
--------------------	------	---------	---------	----------------	-----------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,300,000	16,609.1	2018年 3月31日	2018年 6月29日

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,300,000	16,609.1	2018年 3月31日	2018年 6月29日
2018年11月15日 取締役会	普通株式	500,000	6,388.1	2018年 9月30日	2018年 11月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日

(リース取引関係)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料	
1年以内	161,270千円	1年以内	147,342千円
1年超	184,178千円	1年超	36,835千円
合計	345,448千円	合計	184,178千円

(金融商品関係)

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、関係会社短期貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,089,985	2,089,985	—
(2) 未収委託者報酬	669,614	669,614	—
(3) 未収運用受託報酬	3,385,182	3,385,182	—
(4) 関係会社短期貸付金	800,000	800,000	—
(5) 投資有価証券	105,380	105,380	—
資産計	7,050,163	7,050,163	—
(1) その他未払金	679,157	679,157	—
(2) 未払手数料	244,732	244,732	—
(3) 未払費用	2,299,449	2,299,449	—
負債計	3,223,339	3,223,339	—

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	2,089,985	—
未収委託者報酬	669,614	—
未収運用受託報酬	3,385,182	—
関係会社短期貸付金	800,000	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	9,148	54,232
合計	6,953,930	54,232

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、関係会社短期貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	880,774	880,774	—
(2) 未収委託者報酬	583,757	583,757	—
(3) 未収運用受託報酬	2,378,281	2,378,281	—
(4) 関係会社短期貸付金	200,000	200,000	—
(5) 投資有価証券	105,388	105,388	—
資産計	4,148,201	4,148,201	—
(1) その他未払金	668,429	668,429	—
(2) 未払手数料	197,747	197,747	—
(3) 未払費用	1,766,612	1,766,612	—
負債計	2,632,788	2,632,788	—

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	880,774	—
未収委託者報酬	583,757	—
未収運用受託報酬	2,378,281	—
関係会社短期貸付金	200,000	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	63,388
合計	4,042,813	63,388

(有価証券関係)

第20期事業年度 (2018年3月31日)	第21期事業年度 (2019年3月31日)
1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,380千円 取得原価 63,380千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 42,000千円 取得原価 42,000千円 差額 — (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 40,000千円 売却益の合計額 702千円 売却損の合計額 -千円	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,388千円 取得原価 63,388千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 42,000千円 取得原価 42,000千円 差額 — (注) 同 左 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 4,000千円 売却益の合計額 64千円 売却損の合計額 5千円

(退職給付関係)

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しておりま

す。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として給与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,372千円
退職給付費用	102,394千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	△6,426千円
制度への拠出金	△95,960千円
退職給付引当金の期末残高	63,380千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	898,706千円
年金資産	△923,570千円
	△24,863千円
非積立制度の退職給付債務	63,380千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38,516千円

退職給付引当金	63,380千円
前払年金費用	△24,863千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38,516千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	102,394千円
----------------	-----------

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として給与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,380千円
退職給付費用	113,399千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	△7,035千円
制度への拠出金	△106,355千円
退職給付引当金の期末残高	63,388千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	995,061千円
年金資産	△1,012,889千円

非積立制度の退職給付債務	△17,828千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	63,388千円
	45,560千円

退職給付引当金	63,388千円
前払年金費用	△17,828千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,560千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	113,399千円
----------------	-----------

(ストック・オプション等関係)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 159,847千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 203,878千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同 左

(税効果会計関係)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金	179,481	未払金	177,611
役員退職慰労引当金	1,364	役員退職慰労引当金	7,340
退職給付引当金	19,407	退職給付引当金	19,409
未払費用	43,771	未払費用	61,344
未払事業税	35,055	未払事業税	1,531
ストック・オプション費用	64,855	ストック・オプション費用	77,662
有価証券評価損	27,776	有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	31,117	長期差入保証金	39,540
繰延税金資産小計	402,829	繰延税金資産小計	412,215
評価性引当額	△112,400	評価性引当額	△140,856
繰延税金資産合計	290,429	繰延税金資産合計	271,358
繰延税金負債		繰延税金負債	
前払年金費用	△7,613	前払年金費用	△5,458
繰延税金負債合計	△7,613	繰延税金負債合計	△5,458
繰延税金資産の純額	282,816	繰延税金資産の純額	265,899
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
		(%)	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率	30.6
		（調整）	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7
		住民税均等割	0.2
		評価性引当金	2.7
		その他	△0.8
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3

(資産除去債務関係)

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	74,113千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	27,509千円

期末における資産除去債務認識額

101,623千円

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	101,623千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	27,509千円
期末における資産除去債務認識額	129,132千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	18,069,444	4,327,030	162,253	22,558,729

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	8,530,455

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,884,041	3,387,425	132,141	16,403,607

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	5,338,096

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州	-	持株 会社	被所有 直接	資金の 貸付	資金の 貸付 (注1)	800,000	関係会社 短期 貸付金	800,000

		ボルティモア			100%	ストック・オプション費用の負担	諸経費の支払 (注4)	159,847	未払費用	11,614
--	--	--------	--	--	------	-----------------	----------------	---------	------	--------

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注2)	88,252	未払費用	6,980
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ (注6)	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	—	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注3)	27,749	その他未収収益	2,221
							委託調査費の支払 (注2)	437,273	未払費用	36,960
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注2)	1,354,776	未払費用	182,983
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注2)	87	未払費用	2,310
						オフィスの賃借	不動産賃借料等の支払 (注4)	6,392	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注2)	294,093	未払費用	22,640

同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	65,934	未払 費用	5,417
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	112,846	その他 未取 収益	6,616
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	571,005	未払 費用	34,495
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	サービス 契約	調査費・ 諸経費等 の支払 (注4)	183,756	前払 費用	12,598
									未払 費用	106,378
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	2,670,349	未払 費用	1,520,231
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	18,393	その他 未取 収益	1,063
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	3,408,625	未払 費用	240,194
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	3,263	その他 未取 収益	634

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注4) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注6) ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは2018年5月にウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーへ商号変更しました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等 (単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・オプション費用の負担	資金の貸付（注1）	200,000	関係会社 短期貸付金	200,000
							諸経費の支払（注4）	203,878	未払費用	15,145

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	87,307	未払費用	8,449
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（注6）	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	—	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注3）	27,492	その他未収収益	2,275
							委託調査費の支払（注2）	490,082	未払費用	46,767
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	1,155,615	未払費用	163,546
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問	委託調査費の支払（注2）	87	未払費用	8

	マネジメント（株）					契約 オフィスの賃借	不動産賃借料等の支払（注４）	6,689	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	227,817	未払費用	18,743
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	99,198	未払費用	11,935
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取（注３）	72,803	その他未収収益	5,481
						投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	340,391	未払費用	25,104
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	サービス契約	調査費・諸経費等の支払（注４）	184,889	前払費用	13,394
									未払費用	17,575
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	1,679,781	未払費用	1,151,499
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取（注３）	11,312	その他未収収益	748
						投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	2,384,090	未払費用	178,125
同一の親会社を持つ会社	エントラストパーマルリミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取（注３）	3,296	その他未収収益	822
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	3,747	未払費用	2,607

同一の親会社を持つ会社	マーティン・カリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	スコットランド エディンバラ	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	16,849	その他 未取 収益	1,624
-------------	---------------------------------	-------------------	---	-----	---	------------	------------------------	--------	-----------------	-------

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注2）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注4）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注5）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注6）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは2018年5月にウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーへ商号変更しました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	41,667円48銭	1株当たり純資産額	27,235円78銭
1株当たり当期純利益金額	24,024円21銭	1株当たり当期純利益金額	8,565円61銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	1,880,375千円	当期純利益	670,430千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	1,880,375千円	普通株式に係る当期純利益	670,430千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④及び⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

②資本金の額

2019年3月末現在 324,279百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

①名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

②資本金の額

2019年3月末現在 10,000百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)投資顧問会社

①名称

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

②資本金の額

2019年3月末現在 9百万米ドル（998百万円）※

※ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーはレグ・メイソン・インクの子会社であり、資本金の額については該当情報がないため、上記の資本金の額はレグ・メイソン・インクの資本金の額を記載しております。なお、米ドルの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2019年3月末現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.99円）によります。

③事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2019年3月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行*	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社SBI証券	48,323	
松井証券株式会社	11,945	

* 受益権の新規の募集の取扱いはいりません。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。

(3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年12月26日	臨時報告書

2019年 2月14日	有価証券届出書
2019年 2月14日	有価証券報告書
2019年 3月26日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月22日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

櫻井 雄一郎

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・米ドル毎月分配型ファンドの2018年11月20日から2019年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・米ドル毎月分配型ファンドの2019年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。